川西市障害者移動支援事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、川西市障害者地域生活支援事業実施規則（以下「実施規則」という。）第２条第１項第９号の規定により、川西市障害者移動支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）

第２条　この事業は、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）に対し、社会生活上必要不可欠な外出時及び余暇活動等の社会参加のための外出時における移動の支援（以下「サービス」という。）を行うものとする。

（対象者）

第３条　サービスの対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する障害者等であって、一定程度以上の障害の状態にあるもので、市長が外出時に支援が必要と認めたものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）に規定する障害福祉サービスの重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援の決定を受けている者は除く。

（1） 実施規則第２４条第１項各号のいずれかに該当する障害者等

（2） 実施規則第２４条第２項の規定により地域生活支援事業の対象となる者

（利用の申請及び決定等）

第４条　新規にサービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、川西市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書（地第１号）を市長に提出するものとする。ただし、緊急を要すると市長が認めた場合には、この限りではない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、利用を決定するときは、提供するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を定めた書面により、利用を却下するときは、その理由等を記載した書面により、申請者に通知するものとする。

３　市長は、前項の規定によりサービスの利用を決定したときは、地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

４　市長は、第２項の規定によりサービスの利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）について、定期的に事業の要否等を見直すこととする。

（サービス内容等）

第５条　市長は、前条第２項のサービスの内容及びその時間数（実質サービス時間数とする。）は、その内容を「川西市地域生活支援事業支給決定基準（以下「ガイドライン」という。）」に基づいて審査し、決定するものとする。

（利用期間）

第６条　市長は、第４条第２項の利用期間は、同項の規定により決定した日から起算して、１年の期間内において決定するものとする。

（利用者負担上限月額）

第７条　利用者が負担する月額利用料（別表１に定める単価に基づき計算した月額の利用者負担額をいう。以下同じ。）は、利用者の属する世帯の収入状況に応じ、市長が別表２で定める額を上限とする。

２　前項における世帯とは、事業の利用者が１８歳以上の場合にあっては利用者本人及びその配偶者、１８歳未満の場合にあっては利用者の保護者の属する住民基本台帳での世帯全員とする。

（継続申請）

第８条　利用者は、サービスの利用の継続を申請しようとするときは、川西市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書（地第１号）を、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、継続の可否を決定し、その結果を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、支給するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を変更することができるものとする。

（変更申請）

第９条　利用者が、第４条第２項及び前条第２項の決定を受けた内容について変更を求める場合は、川西市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書（地第１号）を市長に提出するものとする。

（変更通知）

第１０条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、結果及び変更を認める場合にはその決定した変更の内容を書面により申請者に通知するものとする。

（利用の取消）

第１１条　市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第２項、第８条第２項及び前条に基づく決定を取り消すことができる。

（1）　ガイドラインの規定により、利用対象要件に該当しなくなったとき。

（2）　この事業を利用する必要がなくなったと認めるとき。

（3）　市外に転出したとき。（ただし、居住地特例による住所変更を除く。）

（4）　虚偽の申請その他不正な手段により利用の決定を受けたとき。

（5）　第１３条で規定する利用料を滞納したとき。

（受給者証の提示等）

第１２条　利用者は、サービスを利用しようとするときは、当該サービスを提供する事業者に直接依頼し、受給者証を提示しなければならない。

２　利用者は、受給者証を紛失又は破損したときは、川西市障害者地域生活支援事業受給者証再交付申請書を市長に提出し、再交付を申請するものとする。

（利用者負担）

第１３条　利用者は、サービスを利用したときは、当該サービスを提供した当該事業者に対し、第７条第１項又は第２項に規定する月額利用料を支払わなければならない。

（事業の実施）

第１４条　市長は、あらかじめ指定をした事業者に事業を委託することにより実施する。

２　前項の委託を受けた事業者は、ガイドラインを遵守しなければならない。

（事業者の指定）

第１５条　前条第１項の指定を受けようとする事業者は、法第２９条第１項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、次の障害福祉サービスの種類のうち、いずれかの指定を受けているものとする。

（1）　居宅介護

（2）　重度訪問介護

（3）　同行援護

（4）　行動援護

（5）　重度障害者等包括支援

２　第１４条第１項の指定を受けようとする事業者は、川西市障害者地域生活支援事業指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 申請者の登記簿謄本

（2） 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

（3） 事業所管理者の経歴書

（4） 事業所の平面図

（5） 運営規程

（6） 利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

（７） 事業計画書

（８） その他市長が必要と認める書類

３　市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、川西市障害者地域生活支援事業指定通知書により指定するものとする。

（指定を受けた事項の変更・廃止）

第１６条　前条第３項の指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という）は、前条第２項で申請をした事項を変更しようとするとき、又は事業の運営を廃止しようとするときは、あらかじめ、川西市障害者地域生活支援事業変更承認申請書・事業変更（廃止）届を市長に提出するものとする。

（指定を受けた事項の取消）

第１７条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第１５条第３項の当該指定事業者の指定登録を取り消し、又は期間を定めてその指定登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（１）　指定事業者が、法第５０条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき。

（２）　移動支援事業の請求に関し不正があったと認められるとき。

（３）　不正又は虚偽の申告により登録を受けたと認められるとき。

（４）　指定事業者が、移動支援事業の実施に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

（５）　第２９条第２項の調査の結果、事業を十分に果たすことができないと認められるとき。

（支援の方法）

第１８条　指定事業者は、サービスを提供する方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

（１）　個別支援が必要な場合のマンツーマンでの支援

（２）　グループ支援型複数の障害者への同時支援及び屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援日中帯（午前８時から午後６時までをいう。）

（３）　早朝・夜間帯（午前６時から午前８時まで及び午後６時から午後１０時までをいう。）

（４）　深夜帯（午前０時から午前６時まで及び午後１０時から午前０時までをいう。）

（委託料の支払い）

第１９条 この事業の事業者に対し、第１３条に定める利用者負担額を除いた額を委託料として支払うものとする。

（委託料の請求）

第２０条　第１５条第３項の規定による指定事業者は、市長が別表１に定める基準等に基づき計算した費用から第１３条の規定により利用者が負担した金額を控除した額を、原則としてサービスを提供した月の翌月１０日までに市長に請求するものとする。

２　市長は、前項の規定により、事業者から請求を受けたときは、その内容を審査のうえ原則として請求を受けた月の翌月末日までに支払うものとする。

３　前条の規定により支払いを受けた指定事業者は、利用者に移動支援事業委託料の額の通知するものとする。

（不正利得の徴収）

第２１条 市長は、偽りその他不正の手段により委託料の支払いを受けた者があるときは、その者から、その委託料の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（個別支援計画の作成）

第２２条　サービス提供事業者は、支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを行って、支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。その際、利用者の障害特性、適正等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利用者の家族や関係機関と十分連携すること。

２　個別支援計画は、少なくとも１年に１度以上は作成することとする。

（外出介護員）

第２３条　外出介護員（指定事業者が提供するサービスに従事するガイドヘルパーをいう。以下に同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　介護福祉士

（２）　実務者研修（旧：介護職員基礎研修、ホームヘルパー１級）の修了者

（３）　居宅介護職員初任者研修（旧：居宅介護従事者養成研修１級・２級課程）の修了者

（４）　介護職員初任者研修（旧：ホームヘルパー２級）の修了者

（５）　行動援護従業者養成研修の修了者

（６）　重度訪問介護従業者養成研修課程の修了者

（７）　視覚障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者

（８）　日常生活支援従業者養成研修の修了者

（９）　全身性障害者外出介護従業者養成研修課程の修了者

（10）　知的障害者外出介護（移動支援）従業者養成研修課程の修了者

（外出介護員の研修）

第２４条　指定事業者は、外出介護員に対し採用時研修を行うほか、年１回以上の定期研修を実施するものとする。

（身分証明証の携行）

第２５条　外出介護員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行しなければならない。

（他事業との一体的・効率的運営）

第２６条　市長は事業の運営にあたり、法に規定する自立支援給付その他の在宅福祉事業との連携を図るものとする。

（関係機関との連携）

第２７条　市長は、常に相談支援事業所・健康福祉事務所・民生委員児童委員・障害者相談員・医療機関等の関係機関との連絡を密にするとともに、事業所との連絡・調整を十分に行い、事業を円滑に実施しなければならない。

（守秘義務）

第２８条 指定事業者は、利用者等の身上及び家族に関して知り得た秘密を守らなければならない。

２　指定事業者は、他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関して知り得た情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

（帳簿の整備等）

第２９条　指定事業者の長は、この事業を行うため、決定調書・移動支援事業提供実績記録票・利用者負担金収納簿その他必要な帳簿を整備しなければならない。この帳簿は、移動支援事業を提供した日から五年間保存しなければならない。

２　市長は、事業を適正に実施するため、指定事業者の外出介護員の派遣に関する業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（高額障害者地域生活支援事業費の支給）

第３０条　市長は、同一の世帯に属する障害者等又はその保護者が同一の月に受けたサービスについて、第７条及び第１３条の規定により負担した額、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（以下、「政令」という。）第４３条の５第１項各号に掲げる額（法第７６条の２の規定により給付された額、児童福祉法第２１条の５の１２第１項の規定により給付された額及び児童福祉法第２４条の６第１項の規定により給付された額を除く。）を合算した額（以下「世帯負担額」という）が政令第４３条の６に定める基準額（以下「算定基準額」という）を超える場合は、当該障害者等又はその保護者が負担した額（以下「個人負担額」という）から算定基準額を控除して得た額に、按分率（個人負担額を世帯負担額で除して得た率）を乗じて得た額を当該障害者等又はその保護者からの申請に基づき高額障害者地域生活支援事業費として支給するものとする。

（細則）

第３１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付則

（施行期日）

１　この要綱は、令和２年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定は、令和２年１０月１日以降に行われた事業に基づく利用者負担額及び事業の実施にかかる費用の支払について適用し、この要綱の施行前に、川西市地域支援事業実施要綱（平成１８年川西市告示第３００号）の規定により行われた事業に基づく支払については、なお従前の例による。

３　この要綱の施行前において、川西市地域支援事業実施要綱（平成１８年川西市告示第３００号）の規定により指定を受けていた事業者は、この要綱の施行の日に、第１５条の指定を受けたものとみなす。

別表１（第７条関係）

利用者負担上限月額

移動支援事業単価表（個別支援型）



移動支援事業単価表（グループ支援型）



別表２（第７条関係）

利用者負担上限月額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 世帯区分 | 世帯の収入状況 | 負担上限月額 |
| 生活保護 | 生活保護受給世帯 | ０円 |
| 低所得 | 市町村民税非課税世帯 | ０円 |
| 一般１ | サービス利用者が障がい児（１８歳未満）の場合で、市町村民税課税世帯（市民税所得割２８万円未満） | ４，６００円 |
| サービス利用者が障がい者（１８歳以上）の場合で、市町村民税課税世帯（市民税所得割１６万円未満） | ９，３００円 |
| 一般 | 市町村民税課税世帯 | ３７，２００円 |